



宮 崎 県 公 報

平成24年11月22日 (木曜日) 第 2440 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課） 1
- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……………（ ” ） 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ ” ） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障害福祉課） 2

頁

- 県緑化推進委員会の名称の変更……………（環境森林課） 2
- 臨港地区の指定……………（港湾課） 2
- 県営住宅の駐車場の使用料……………（建築住宅課） 2

公 告

- 特定漁港漁場整備計画の変更の案に係る縦覧について……………（漁村振興課） 2
- 建築士を対象とする講習の指定……………（建築住宅課） 2

公 安 委 員 会 公 告

- 機械警備業務管理者講習の実施について…………… 3

正 誤

- 平成24年6月25日付け県公報（第2398号）中…………… 3

告 示

宮崎県告示第 818号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
竹尾 保孝	延岡市山下町2丁目7-1コスモマンション延岡アイリス 603	竹尾歯科	延岡市山下町3丁目9番地1	平成24年 10月1日
合同会社つわぶき	都城市下水流町3369番地1	ヘルパーステーションつわぶき	都城市下水流町3369番地1	平成24年 10月1日
医療法人暁星会	西都市大字下三財3378	医療法人暁星会ふだんもとデイサービスセンター	西都市大字三納3205番地4	平成24年 11月1日
株式会社姫	東臼杵郡門	株式会社姫	東臼杵郡門	平成24年

野	川町大字門川尾末 773番地 5	野デイサービスさくらんぼ	川町大字門川尾末 773番地 5	9月20日
株式会社心笑	日向市大字財光寺 463番地 8	ハートケアこころえ	東臼杵郡門川町庵川西2丁目109番地	平成24年 10月15日

宮崎県告示第 819号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社つわぶき	都城市下水流町3369番地1	居宅介護支援事業所つわぶき	都城市下水流町3369番地1	平成24年 10月1日
合同会社ふるり	西都市大字調殿 393番地 3	居宅介護支援 ふるり	西都市大字調殿 393番地 3	平成24年 8月21日

宮崎県告示第 820号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人暁星会	西都市大字下三財3378番地	医療法人暁星会小規模多機能ホームふだんもと	西都市大字三納3205番地 4	平成24年10月31日

宮崎県告示第 821号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
あいな薬局	日南市	薬局	平成24年11月 1 日

宮崎県告示第 822号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成 7 年法律第 88号）第 5 条第 3 項の規定により、県緑化推進委員会から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 届出をした県緑化推進委員会の名称及び所在地

名 称	所在地
社団法人宮崎県緑化推進機構	宮崎市橘通東二丁目 7 番18号

- 2 届出事項

名称		変 更 年月日
変更前	変更後	
社団法人宮崎県緑化推進機構	公益社団法人宮崎県緑化推進機構	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 823号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第38条第 1 項の規定により、臨港地区を定めたので、同条第 8 項の規定により、当該臨港地区の区域を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 臨港地区の区域
延岡市熊野江町2453-16、2453-19、2453-25及び2447-1並びに2453-11の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県県土整備部北部港湾事務所

宮崎県告示第 824号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）第69条第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる県営住宅の駐車場の使用料を同表の右欄のとおり定め、平成25年 4 月 1 日から施行する。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

県営住宅の名称	県営住宅の場所	使 用 料
県営石貫団地	西都市三宅字馬場4422番地 1	830円

※使用料は、自動車 1 台当たりの月額の使用料とする。

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第11項において準用する同条第 4 項の規定により、北浦地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
特定漁港漁場整備事業計画（北浦地区）
- 2 縦覧場所
宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県北部港湾事務所
- 3 縦覧期間
平成24年11月22日から平成24年12月12日まで

建築士を対象とする講習であって、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして、次のとおり指定した。

平成24年11月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 講習を実施する法人の名称及び住所
社団法人宮崎県建築士事務所協会
宮崎市橘通東 2 丁目 9 番19号
- 2 定期講習又は特別講習の別
定期講習
- 3 講習の名称
開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理講習会
- 4 講習の対象者

- 建築士事務所の開設者および管理建築士
- 5 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間
各年度ごとに1回、原則として9月から11月の間の1日間
- 6 指定をした年月日
平成24年11月12日
- 7 指定の有効期間
指定をした日から5年

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第34号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年11月22日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の実施日及び定員

講習の種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	平成25年1月28日（月）から1月31日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

講習の種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	平成24年12月3日（月）から12月14日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報とは、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

正 誤

平成24年6月25日付け県公報（第2398号）中

ページ	段	行	誤	正
2	右	42	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。
3	左	24	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。
3	左	32	農林水産省告示第856号号外	農林水産省告示第856号
3	左	36	農林水産省告示第663号号外	農林水産省告示第663号
3	左	39	農林水産省告示第738号号外	農林水産省告示第738号
3	左	40	農林水産省告示第836号号外	農林水産省告示第836号
3	左	42	農林水産省告示第414号号外	農林水産省告示第414号
3	左	42	農林水産省告示第415号号外	農林水産省告示第415号
3	左	43	農林水産省告示第433号号外	農林水産省告示第433号
3	左	44	農林水産省告示第215号号外	農林水産省告示第215号
3	右	8	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。
3	右	35	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。

--	--